

令和6年度

港区介護職員研修等 受講費用助成事業について

概要

介護従事者を確保し、育成することを目的として、介護職員初任者研修・介護職員実務者研修・生活援助従事者研修・喀痰吸引等研修を受講した方に対し、その受講費用の全部又は一部を助成します。

実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

対象

①②のいずれかに該当し、港区以外の区市町村等から類似の助成を受けていない方

- ① 介護サービス事業所(※)に勤務する区民
- ② 区内の介護サービス事業所(※)に、介護職員研修等の研修修了前から就労し、又は修了後3か月以内に就労している方で、次のいずれかに該当する方
 - a. 就労後、6か月以上継続して勤務していること
 - b. 登録ヘルパー(非定形的パートタイムヘルパー)で、就労後、登録期間が6か月を超え、かつ従事時間が通算して180時間を超えていること

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具販売、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援は除く。

助成額

初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修
1人あたり上限100,000円(喀痰吸引研修は、上限22,000円)

申請期限

研修終了後1年以内

申請方法

次の書類を提出

- 港区介護職員研修等受講費用助成申請書(第1号様式)
- 介護職員研修等修了証明書の写し
- 介護職員研修等受講費用の領収書

問合せ

〒105-8511 港区芝公園1-5-25
港区 介護保険課 介護事業者支援係(港区役所2階)

☎ 03-3578-2111 内線 2881・2882・2883・2821